



福島医発第1154号(地)
平成22年 8月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

今シーズンは、新型インフルエンザA(H1N1)株が含まれた3価ワクチンが2,905万本製造予定ですが、全製造量のうち一部についてはワクチン不足時の融通用として製造業者等に保管される予定であることから、医療機関等が予約、注文を行う際には原則として一昨年の使用実績を上回らないようにすること、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて卸売販売業者の分割納入に協力すること、シーズン終盤における供給の流動性を確保し偏在等が発生しないよう12月1日を目途に未納入品の予約の取り消し又は保留等の措置について卸売販売業者から依頼があった場合は適宜協力すること、等が求められております。

また、接種シーズン終盤まで在庫を抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、シーズン終盤に多量のワクチンを返品した医療機関等については、厚生労働省が、その状況により名称を公表することを検討いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、必要以上のワクチンを購入しないこと、また、シーズン終盤に大量のワクチンを返品することのないよう会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

平成22年8月11日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

保 坂 シゲリ

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長連名により、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。

今シーズンについては、新型インフルエンザA（H1N1）株が含まれた3価ワクチンが2,905万本製造予定であるとし、全製造量のうち一部についてはワクチン不足時の融通用として製造業者等に保管される予定であることから医療機関等が予約、注文を行う際には原則として一昨年の使用実績を上回らないようにすること、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことからワクチン接種に支障をきたす場合を除いて卸売販売業者の分割納入に協力すること、シーズン終盤における供給の流動性を確保し偏在等が発生しないよう12月1日を目途に未納入品の予約の取り消し又は保留等の措置について卸売販売業者から依頼があった場合は適宜協力すること、等を求めています。

さらに、接種シーズン終盤まで在庫を抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすることとし、状況によっては、厚生労働省はシーズン終盤に多量のワクチンを返品した医療機関等については、その実態を踏まえての名称の公表を検討することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了解いただき、特に管下関係医療機関等に対して、必要以上のワクチンを購入しないこと、また、シーズン終盤に大量のワクチンを返品することのないよう周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

また、都道府県行政が中心となって都道府県インフルエンザ対策委員会を開催し、インフルエンザワクチンの安定供給対策について協議されますが、貴会におかれましても委員会へのご参画等にご協力いただきますよう併せてお願い申し上げます。

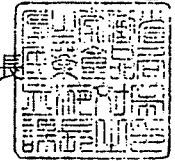
健 感 発 0 8 0 4 第 2 号
薬 食 血 発 0 8 0 4 第 4 号
平 成 2 2 年 8 月 4 日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 保坂 シゲリ 殿

厚生労働省健康局結核感染症課



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成22年7月12日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

今シーズンは、昨年度発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）株が含まれた3価ワクチンが供給されることから、ワクチンの安定供給には配慮が必要と考えている。ついては、貴職におかれては、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底されたい。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には別添（写）のとおり通知したことを申し添える。

記

- 1 今年度は、一昨年度ワクチン製造量（2,696万本（1mL換算。以下同じ。））の約8%増となる2,905万本（平成22年7月12日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されている。また、全製造量のうち、一定程度のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定であるが、当該本数については実生産数等を考慮の上、今後、製造業者等と検討することとしている。これを踏まえて、医療機関等は予約、注文を行う際には、原則として一昨年の使用実績を上回らないようにすること。

また、追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の注文を随時行うよう配慮すること。

なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により納入量の調整が行われる場合があること。

- 2 予防接種施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期の予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチンの接種にあたり、都道府県

は、これらの者への接種に必要なワクチン確保に努めることとしている。

① 65歳以上の者 及び

② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者であること。

3 初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等におけるワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入を行うこととしているため、この取扱いに医療機関等も協力すること。

4 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成22年10月中・下旬頃までには一昨年度の医療機関使用量の85%程度にあたる約2,085万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成22年12月1日を目途に、未納品の予約の取消し又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めることとしている。このため、卸売販売業者より当該措置について、依頼があった場合は、適宜協力すること。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、この趣旨を各関係者が理解し円滑な供給に努めること。

5 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。

また、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等について、その実態を踏まえて名称の公表を検討することとしている。

6 納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

7 ワクチンは、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されているため、医療機関等ではバイアル製剤においては、ワクチンの取扱い上の注意等を留意した上で、その効率的な使用に努めること。

8 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。



医政経発0804第1号
健感発0804第1号
薬食血発0804第1号
平成22年8月4日

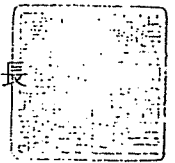
各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成22年7月12日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

今シーズンは、昨年度発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）株が含まれた3価ワクチンが新たに供給されることから、ワクチンの安定供給には配慮が必要と考えている。

ついては、貴職におかれては、下記の事項について、十分留意の上、管内の体制づくり及び関係者への周知等を進めていただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の予防接種の実施主体である市区町村及び医療機関に対し適切な指導、情報提供等を行われたい。

今後の予定として、9月中旬に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、その場において進捗状況等を確認することとしていることから、その準備方よろしく願います。

なお、1価ワクチンの供給にかかる取扱いについては、別途、連絡することを予定である。

記

1. 各都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前に、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体及び保健所等からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、先般送付したインフルエンザワクチン需要検討会の資料等を参考にしつつ、昨シーズンにおける課題を抽出し、今シーズンにおけるワクチンの安定供給対策等を協議するとともに、以下の体制等を取り決めておくこと。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制
- (2) ワクチンが不足した場合の融通方法
- (3) 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

2. ワクチンの安定供給を図るためには、関係者が各々の責務を認識し、予防接種希望者本位の考え方に基づいて対応することが必要であることから、各関係者に対し、別紙通知を発出することにより、各会員に周知徹底を依頼したところであるが、各都道府県においても管内関係者に対して、以下の各事項について周知を行い、協力を要請すること。

(1) ワクチン製造量等について

今年度は、一昨年度ワクチン製造量（2,696 万本（1mL 換算。以下同じ。））の約 8% 増となる 2,905 万本（平成 22 年 7 月 12 日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されている。また、全製造量のうち、一定量のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定であるが、当該本数については実生産数等を考慮の上、今後、製造業者等と検討することとしている。

(2) 分割注文について

医療機関等は予約・注文を行う際には、原則として当該医療機関の一昨年の使用実績を上回らないようにすること。

卸売販売業者は、追加注文を受ける際には、初回注文により納入した医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起これないように配慮すること。

また、医療機関等からの予約、初回注文及び追加注文を受ける際には、これらの取扱いについて医療機関等に対して情報提供を行い、確認すること。

なお、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規のワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

(3) 分割納入について

初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから

ら、卸売販売業者は、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いては分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(4) 予約の解除について

今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成22年10月中・下旬頃までには一昨年度の医療機関使用量の85%程度にあたる約2,085万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成22年12月1日を目途に、卸売販売業者は、未納品の予約の取消し又は保留等の措置を図ることについてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。

また、医療機関は、卸売販売業者より当該措置について、依頼があった場合は、適宜協力すること。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、この趣旨を各関係者が理解し円滑な供給に努めること。

(5) 定期接種対象者への配慮について

予防接種施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期の予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチンの接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮すること。

① 65歳以上の者 及び

② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者であること。

(6) 返品について

接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、医療機関等及び卸売販売業者に対しては、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、また、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

また、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等について、その実態を踏まえて名称の公表を検討することとしており、卸売販売業者は、注文時にその旨を医療機関等に情報提供すること。

(7) 品質確保について

医療機関等は納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

また、卸売販売業者は、ワクチンの不足が発生し、都道府県から融通の要請が

あった場合には、ワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法の遵守など品質の確保がなされていることを確認すること。

(8) ワクチンの再利用等について

ワクチンは、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されているため、医療機関等ではバイアル製剤においては、ワクチンの取扱い上の注意等を留意した上で、その効率的な使用に努めること。

3. 全国の卸売販売業者の在庫状況を厚生労働省医薬食品局血液対策課（以下「血液対策課」という。）から全都道府県に対し定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在及び不足等の状態をモニターできる体制を構築することとしているので、その情報を活用し、早期に供給不足の状況等を把握し、適切に対応すること。
4. 管内におけるワクチンの供給に滞りが生じた場合には、管内の在庫調査及び地域間の融通を行うこと。その上でなお、管内における供給不足が明らかになった時は、血液対策課に対し、その状況を報告すること。
血液対策課では、その報告を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、融通の必要性が認められたときは、各都道府県の協力の下、製造業者等及び卸売販売業者の在庫の全国的な融通を依頼するとともに、必要に応じ製造業者等において融通用に保管されたワクチンを当該都道府県内の卸売販売業者に配送するよう製造業者等に依頼することとしていること。
5. なお、インフルエンザのシーズン前に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、この場においてさらに必要な情報提供を行うこととしているとともに、ワクチンの生産状況、融通用ワクチンの数量及びその他の必要な追加情報については、血液対策課より、9月以降、適宜情報提供することとしていること。